

議事日程(第1号)

令和3年6月3日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第25号 令和2年度須恵町一般会計補正予算(第12号)の専決処分について
- 日程第 7 議案第26号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 8 議案第27号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 9 議案第28号 令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分について
- 日程第10 議案第29号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第11 議案第30号 令和3年度須恵町一般会計補正予算(第1号)の専決処分について
- 日程第12 議案第31号 須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第32号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第33号 工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第34号 須恵町固定資産評価員の選任について
- 日程第16 議案第35号 須恵町教育委員会教育長の任命について
- 日程第17 議案第36号 令和3年度須恵町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第37号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第38号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第39号 令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第40号 令和3年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 日程第23 報告第 3号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について
- 日程第24 報告第 4号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について

日程第 2 5 報告第 5 号 令和 2 年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第 2 5 号 令和 2 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 2 号）の専決処分について
- 日程第 7 議案第 2 6 号 令和 2 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 日程第 8 議案第 2 7 号 令和 2 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 日程第 9 議案第 2 8 号 令和 2 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分について
- 日程第 1 0 議案第 2 9 号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 1 1 議案第 3 0 号 令和 3 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について
- 日程第 1 2 議案第 3 1 号 須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 3 2 号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 3 3 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 1 5 議案第 3 4 号 須恵町固定資産評価員の選任について
- 日程第 1 6 議案第 3 5 号 須恵町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 1 7 議案第 3 6 号 令和 3 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 8 議案第 3 7 号 令和 3 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 3 8 号 令和 3 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 0 議案第 3 9 号 令和 3 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 1 議案第 4 0 号 令和 3 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 議案第 4 1 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 2 3 報告第 3 号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について

日程第24 報告第4号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について

日程第25 報告第5号 令和2年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

---

出席議員（13名）

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	8番	世利孝志
9番	三角栄重	10番	猪谷繁幸
11番	田ノ上真	12番	田原重美
13番	三上政義	14番	今村桂子
15番	松山力弥		

---

欠席議員（1名）

7番	児玉求
----	-----

---

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	係長	白水誠
----	-----	----	-----

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	安河内文彦	総務課長	諸石豊
上下水道課長	稲永勝章	税務課長	合屋真由美
まちづくり課長	吉川聡士	社会教育課長	安河内ひとみ
住民課長	百田敦	子ども教育課	吉本孝治
監査委員	吉松辰美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。第2回定例会でございますけれども、今回も福岡県は緊急事態宣言中でございますので、執行部におかれましては議案に関係ある課長、その他の方でございますけれども、必要な方だけ参加していただきますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

それでは、開会前に広報委員会より会期中の議場内写真撮影の申し出があっており、許可したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから、令和3年第2回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ここで、児玉求君より本定例会の会期中の会議及び各委員会等について欠席の届けがあっておりますので、御報告いたします。

まず、議会運営委員長に運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議員（13番 三上 政義） おはようございます。令和3年第2回定例会議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

5月27日午前10時及び本日午前9時30分より議会運営委員会を開催し、令和3年第2回定例会の運営について協議いたしました。

今回提出された議案は、本日追加した議案1件を合わせ20件、町長諸報告4件、教育行政報告、閉会中の組合議会報告2件でございます。

会期は、本日6月3日から10日までの8日間としております。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会8件、文教厚生委員会4件、予算審査特別委員会3件で、議案第34号及び第35号の人事案件については、本日提案後、採決いたします。

なお、総務建設産業委員会付託の議案第31号については、両常任委員会の協議により文教厚生委員会も審査に参加する連合審査としております。

次に、日程について、本日、当初本会議、7日午前9時から一般質問、終了後、全員協議会、8日10時から予算審査特別委員会、終了後、工事施工案件説明、終了後、各常任委員会を開催いたします。10日10時から最終本会議、終了後に広報特別委員会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

---

### 日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第2回定例会の会期を本日から6月10日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第2回定例会の会期を本日から6月10日までの8日間と決定しました。

---

### 日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、12番議員、13番議員を指名します。

---

### 日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。6月定例会を招集いたしましたところ、残念ながら児玉議員が病欠ということですが、多数の議案がございますので、慎重審議よろしくお願いいたします。

それでは、諸報告をさせていただきます。

#### **新型コロナウイルスワクチン接種事業について**

まず、初めに新型コロナワクチン接種事業についてでございますが、須恵町の新型コロナウイルスワクチン接種は6月1日から地域活性化センター（オイコス）で集団接種が始まっております。個別接種につきましても、町内各医療機関の協力により順次開始されているところでございます。

もとより、本町は5月中旬には接種できるように体制を整えておりましたが、予定したワクチンが納入されなかったため、やむを得ず6月からの接種開始に変更となりました。

まずは、75歳以上の方を優先として接種券を送付し、1回目の予約を5月18日に、65歳から74歳の方に対しましては、5月末に接種券を送付し、6月2日に2回目の予約受付を行いました。コールセンターはなかなかつながりにくい時間帯があり、皆様には大変御迷惑をおかけいたしましたけども、ウェブ予約のほうはスムーズに予約が取れる状況で、大きな混乱もなく定員に達し、受付終了いたしております。

今後も集団接種の予約は定期的に行い、また希望される医療機関については町のウェブ予約システムで予約できるように構築し、町民の方々が選択肢が広がるように利便性を高めてまいりたいと考えております。

国から65歳以上の高齢者に7月末までに2回の接種を終えるように要請を受け、須恵町としましては、構築済みのスケジュール等の見直しを行い、医療機関及び医療従事者の協力を得て、集団接種での接種回数を増やし、また新しく開業されたクリニックの個別接種への新たな協力など、高齢者への接種回数を増やし、希望される方が接種できるように再構築いたしました。

ワクチンにおいては、国の配分計画では、本町の65歳以上の高齢者約8,000人の方が2回接種できるワクチン数は確保できております。

このところ、各自治体において間違い接種が報告されておりますが、本町においてはそのようなことがないように、基本的な接種の流れに沿って必要な確認を行い、徹底した予診後に接種、発生防止に努め、町民の安全を守りながら接種を進めていきたいと考えております。

集団接種会場においてアナフィラキシー等の症状が発生した場合には、適切な初期対応を行い、救急搬送が必要な場合には、粕屋南部消防署と連携を取ってまいります。

また、当日のキャンセルや熱や問診で接種できなかったことによる余剰となったワクチンにつきましては、須恵町の公的な職に従事していただいております民生児童委員さん、行政区長さんの65歳以上の方々に連絡をし、接種していただきます。しかし、緊急な対応が必要な場合は、集団接種に従事する職員等に接種し、貴重なワクチンを無駄にしないよう努めてまいります。

なお、6月1日には2名のキャンセルが発生いたしましたので、民生委員さんのほうに御連絡を申し上げ、接種していただいております。

今後は、国が示す優先接種に従い、基礎疾患をお持ちの方、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳の方を優先とし、順次接種できるようにし、来年の2月末には、ワクチン接種を希望する16歳以上の方が接種完了し、安心して暮らせる日常が迎えられるようにこの事業を進めてまいります。

なお、16歳以上と言っておりますけども、国のほうが12歳以上ということで、今そのスキームをつくっておりますので、そうなった場合にはまたこの場を借りて議会のほうに報告申し上げたいと思います。

最後に、ワクチン接種会場のオイコスは、コミュニティバスの全路線がオイコスに停車いたします。このバスは、先日の臨時議会において議員各位の了解を頂き、議決頂きまして、6月1日より年度末、3月31日まで無料で運行いたします。接種会場にお越しの方、それ以外の方々についてもどしどしこのコミュニティバスを利用させていただきたいと考えております。

#### **新型コロナウイルスPCR検査の体制強化について**

次に、新型コロナウイルスPCR検査の体制強化についてでございます。

5月のゴールデンウィークを過ぎた頃から、町内の小中学校で新型コロナウイルスの陽性者が数件発生しております。それに伴いまして、学級閉鎖及び保健所からのPCR検査を実施しております。

現在のところ、幸いにも学校内での広がりはありませんが、学級閉鎖となり子どもたちの学ぶことができない影響をなるべく少なくするために、PCR検査体制の強化が必要であると考えております。

本町におきましては、今後、保健所等のPCR検査遅延等による影響を最小限に抑止するため、町独自でPCR検査簡易キットを備蓄し、必要に応じ学級閉鎖等の判断を迅速に行えるように体制を整えてまいります。

また、学校のみならず、役場あるいは公共施設や町内事業者等のクラスター発生防止等にも活用できれば、さらなる効果が期待できると思っております。ワクチン接種を含めた感染拡大防止は本町の最大事業でございますので、今後もあらゆる対策を検討してまいります。

### **防災体制の充実強化について**

次に、防災体制の充実強化についてでございます。

避難勧告を廃止し避難指示に一本化するなど、市町村が発表する避難情報の大幅な変更につながる災害対策基本法が改正され、5月20日から施行されております。

避難勧告と指示に関する同法の規定が見直されるのは1961年の制定以来初めてということもあり、各市町村は国が示した指針に基づき、地域の実情に応じた各種防災計画の見直しが大幅に求められることとなりました。

これを受けまして、当町におきましては総務課内に防災士資格を取得した職員を配置して防災対策室を設置し、災害対策基本法の改正に基づいた地域防災計画、ハザードマップ等の見直し作業に着手しているところでございます。

また、法改正に基づく避難指示等の増加に対応するため、指定避難所を受け持つ自主防災組織へ補助金の増額を行います。

加えまして、指定避難所となっております公民館の改修や防災倉庫等を設置し、装備関係の資材、器材の充実をこれから図ってまいります。

近年の異常気象等を考えますと、防災体制の強化充実は行政機関に与えられました命題でございますので、今後も鋭意推進してまいります。

### **町立認定こども園等民営化に伴う運営法人の決定について**

最後に、町立認定こども園等民営化に伴う運営法人の決定についてでございます。

昨年度の12月議会において、事業者を公募により3月までに決定する旨説明しておりましたので、その結果を報告申し上げます。

令和4年4月1日に民営化となるアザレア幼児園とれいんぼー幼児園の運営法人が決定いたしました。

申込みは、2園合わせて延べ6法人あり、令和3年2月24日に書類審査による1次審査を実施しました。2次審査は、直前に1法人が辞退したため、延べ5法人で令和3年3月25日にプレゼンテーションにより実施しました。

その結果、アザレア幼児園は古賀市を拠点とする社会福祉法人未来福祉会に決定し、れいん

ぼ一幼稚園は福岡市東区の社会福祉法人豊和福祉会に決定いたしました。

本年度の予定は、決定した運営法人と保護者会及び行政で組織する3者協議会を設置し移行後の運営について協議してまいります。

また、引継ぎのため合同保育を実施することで、運営法人に対して園児の理解や保護者の不安解消を図ってまいりたいと考えております。

今後は、決定した運営法人と公私連携協定の締結や園舎の有償貸付け及び土地の無償貸付けの契約締結を行ってまいります。

最終的には、令和4年3月までには、それぞれの運営法人が公私連携幼保連携型認定こども園の届出を県に提出し4月から民営化による運営開始となります。

これからもスムーズな移行に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に関係ある事項につきましては提案のときに併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

---

#### 日程第4. 教育行政報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、教育長の教育行政報告を求めます。安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） 皆さん、おはようございます。それでは、よろしく申し上げます。

議員の皆様も御存じのとおり、須恵町では昨年3月3日にコロナ感染予防のために小中学校の臨時休業を行いました。今年度になってからもコロナ感染拡大の勢いは衰えず、第4波を迎え、いまだに終息の見込みはできていない状況です。

これまで学校においては、コロナ感染予防対策のため、運動会や体育会、修学旅行などの学校行事の中止や縮小、音楽学習における合唱での発声自粛など、日常学習での活動規制を行ってまいりました。このことで、子どもたちは学習進度や受験に関わるストレスや不安の増加、人と人との関わりが量、質とも少なくなるなど、今までにない経験をしたのではないかと思います。

そこで、学校におけるコロナ対策に関わる今後の取組についてまず述べさせていただきます。

教育委員会では、町のコロナ対策本部からの助言と文部科学省のガイドライン、各学校の規模に応じて各学校が工夫した対応を行うことを基に、学校、園に対して指導助言を行ってまいりました。

令和3年度須恵町教育委員会施策において上げておりますが、重点目標の3に新型コロナ感染予防の徹底並びに子どもの学びの保障を掲げ対応していきます。具体的には、学校運営を徹底と工夫をキーワードに行っていきます。また、今までにないピンチであるけれども、これを千載一



遇のチャンスと捉え、教育現場にアフターコロナに向けた新たな学校の日常を生み出していく必要があります。そのために2つの取り組みをしていきます。

1つ目は、コロナ感染予防を意識した衛生管理の徹底と学習活動、活動内容の工夫です。福岡県では、5月以降、コロナ感染者の拡大により緊急事態宣言措置が出されるなど厳しい状況が続いております。学校では、3密を避ける、マスクの着用及び手洗いの手指衛生など基本的な感染対策である学校における新しい生活様式を徹底するとともに、須恵町の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子どもたちの健やかな学びを保障していくようにしています。

2つ目は、感染症対策により、集まるということの基本とした学校運営の見直しを図るということです。今まで職員会議、学年会議、部門会議等、集まることによって意思決定をしてきました。この機会にリモート会議等、会議や研修の考え方や内容を見直し、不必要な集まるということを省いていくことが必要です。このことは、勤務時間削減の意味からも、教員の働き方を大きく変えていくことにもつながっていきます。

それでは、令和3年度の教育施策について説明いたします。

須恵町では、教育振興基本計画において、ゼロ歳から15歳、義務教育終了までの子どもたちを対象に、教育目標を感動・感謝・共感できる心の教育を推進していきます。そのために、教育者の温かいまなざしの下、子どもたちの特性に応じて見通しを持って指導をし、指導後の見取りと子どもを伸ばす評価を行い、徳・知・体のバランスの取れた指導を丁寧に行ってまいります。

さらに、学びをつなぐ意味からも、目指せ須恵中、須恵東中の3年生をスローガンに取り組んでまいります。

次に、目標達成のための重点施策について説明いたします。

今年度の重点施策は9点ありますが、その中から本年度新たに取り組むことや重点的に取り組むことの中から、須恵町学校ICT推進計画の着実な実施、不登校及び不登校兆候の児童生徒への対応の充実、キャリア教育の充実の3点に絞り、具体的に説明いたします。

まず、GIGAスクール構想を基にした須恵町学校ICT教育推進計画を立てました。推進計画では、須恵町学校ICT教育推進委員会を設置し、須恵第一小学校、須恵中学校を拠点校として本年度から3年計画で推進していきます。

ICT教育の推進を通して、子どもたちのタブレットリテラシーの定着と学力向上を目指していきます。特に、タブレットを利用した学習活動については、リモート学習の導入など教室で黒板を使って授業をするスタイルを大きく転換するものとなります。

また、一人一人の子どもたちが学習の習熟状況や自分のペースに応じた学習ができる個別最適化の学習が可能となります。

次に、不登校及び不登校兆候の児童生徒への対応の充実についてですが、各学校における不登校を生まない教育活動の充実は、一人一人の不登校児童生徒の要因分析を行い、学校とスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとが連携した個に応じた対応の充実や要保護児童対策地域協議会や生徒指導委員会といった組織的な取組の充実を図ってまいります。

また、本年度は学校を支援していくためにやまももルーム補助指導員やあすなろ教室指導員の家庭訪問による相談体制の充実にも努めてまいります。

さらに、キャリア教育の充実についてですが、福岡県の重点課題研究においてキャリア教育について取り組んでいる須恵中学校区では、今年度いよいよ最終報告会を迎えます。3年間の研究の成果を東中校区にも啓発していくとともに、立志式や職場体験等を通じたキャリア教育の充実を図ってまいります。

最後になりますが、今後も学校の教育活動を行う際は、新しい生活様式に留意して工夫、徹底して望むように指導助言を続けてまいります。そして、緊急事態宣言が解除されコロナが終息に向かい、新しい学校の日常の下、子どもたちにとって充実した教育活動が実施できるよう祈念しております。

以上で、教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。

今後とも、議員各位の御理解と御支援をお願いいたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） これより、教育長の教育行政報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

---

## 日程第5. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第5、これより議会報告に入ります。

閉会中に須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。5番、藤野正剛君。

○議員（5番 藤野 正剛） おはようございます。須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会臨時会が開催されましたので、御報告いたします。

去る5月24日、令和3年第1回組合議会臨時会が開催されました。議事日程及び議員名簿につきましては、配付の資料のとおりとなっております。

日程第1、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議長の選出については、粕屋町、山脇秀隆議員。

日程第2、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会副議長の選出については、本町の田ノ上真議員が選出されました。

日程第6、議案第7号須恵町外二ヶ町清掃施設組合監査委員の選出については、篠栗町の古屋宏治議員の選任が全員賛成で同意されました。

以上、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） 令和3年5月24日月曜日に行われました第2回（5月）粕屋南部消防組合議会臨時会について報告いたします。

消防組合臨時会の議事日程は、お手元の資料のとおりでございます。

日程第2、議長の選挙は、指名推選により、久山町の阿部文俊氏が当選されました。

日程第3、副議長の選挙についても、指名推選により、本町の松山力弥議長が当選されました。

議案第7号粕屋南部消防組合監査委員の選任同意について、監査委員の阿部寛治氏の任期満了に伴う後任委員の選任について議会の同意を求めるもので、志免町の丸山真知子議員が選任され、全員賛成で同意しました。

議案第8号粕屋南部消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、粕屋南部消防組合消防力整備計画に基づき、消防力増強を図ることを目的に条例の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

議案第9号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、組合長及び副組合長が非常勤特別職で、かつ報酬が発生している場合の災害補償については条例で定めることとされているため、関係条例の整備を図るもので、全員賛成で可決しました。

議案第10号財産の取得について、粕屋南部消防組合第5次消防力整備計画に基づき整備を図るもので、契約の目的、支援車Ⅲ型購入、契約の方法、指名競争入札、契約金額、4,158万円、契約先、株式会社モリタ福岡支店となっており、全員賛成で可決しました。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を載せておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。

報告第3号及び報告第4号は、関連がございますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

---

## 日程第6. 議案第25号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第25号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第12号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） おはようございます。それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第25号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第12号）の専決処分についてでございます。

令和2年度予算につきましては、さきの3月議会に補正予算（第11号）を提出し、議決を頂いたところでございますが、その後、予算の補正が必要となり、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、令和2年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度須恵町の一般会計補正予算（第12号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,843万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ140億5,295万6,000円とするものでございます。第2項で、款項の区分及び金額は次のページの第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正第2条、地方債の補正は第2表地方債補正によるとしております。

2ページをお願いします。

まず、歳入の主なものから説明いたします。1款町税は、1項町民税、2項固定資産税の決算見込みから1億900万円の増額補正をしております。2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までは3月末の交付決定額に合わせましてそれぞれ増額及び減額補正をしております。17款寄附金、篤志寄附金100万円の増額補正です。18款1項繰入金1億1,800万円の減額補正は、財政調整基金繰入金の減額です。21款1項町債3,313万7,000円の減額補正は、減収補填債の減額でございます。

4ページをお願いします。

歳出です。2款1項総務管理費100万円の増額補正は、篤志寄附金を財政調整基金に積み立てるものでございます。3款1項社会福祉費2,802万円の減額補正は、国民健康保険特別会計決算見込みによります繰出金の減額でございます。6款1項農業費280万円の減額補正は、農業集落排水事業特別会計の決算見込みによります繰出金の減額です。8款5項下水道費3,800万円の減額補正は、公共下水道事業特別会計の決算見込みによる繰出金の減額です。

13款1項予備費61万3,000円の減額補正は、収支調整による減額です。

5ページをお願いします。

第2表地方債補正変更でございます。減収補填債5,306万2,000円から1,992万5,000円へ限度額を変更するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第25号を議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

---

#### 日程第7. 議案第26号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第26号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） おはようございます。議案書の1ページをお願いします。

議案第26号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてでございます。

この予算につきましては、3月議会に補正予算（第3号）を提出いたしまして、議決を頂いたところですが、その後、予算の補正が必要となりました。去る3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の令和2年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,748万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億5,326万円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次の2ページをお願いします。

まず、歳入からです。保険税の収納見込みや国県の補助金等の決定額等を決算見込みに近い形での増減補正を計上しております。主なものを申し上げます。1款1項国民健康保険税は、一般

被保険者国民健康保険税及び退職被保険者等国民健康保険税の決算見込みから291万7,000円の減額補正を行っています。3款国庫支出金は、災害臨時特例国庫補助金が年度末に確定しましたので330万9,000円の増額補正をしております。4款県支出金は、普通交付金、特別交付金が年度末に確定しましたので、それぞれ所要の減額を行い、全体で5,042万7,000円の減額補正です。

次に、3ページ、歳出です。各費目とも決算見込みにより増減補正を行っております。主なものを申し上げます。2款保険給付費につきましては、1項療養諸費から6項傷病手当金までをそれぞれの決算見込みにより不用額7,134万9,000円の減額補正を行っています。6款保健事業費につきましても、不用額315万6,000円の減額補正をしております。

以上報告しまして、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第26号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第8. 議案第27号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第27号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） おはようございます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第27号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてでございます。

令和2年度の須恵町公共下水道事業特別会計予算につきましては、3月議会に補正予算（第2号）を提出し、議決を頂いたところでございますが、その後、予算の補正が必要となったため、3月31日付で専決処分を行っておりますので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,420万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,365万3,000円とするものです。第2項款項の区分及び金

額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表地方債補正によるとしています。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入です。1款1項負担金、補正額60万円の増額補正は、決算見込みによる増額です。2款1項使用料補正額2,460万円の増額補正も、決算見込みによる増額です。5款1項他会計繰入金、補正額3,800円の減額補正は、一般会計繰入金の収支調整による減額です。8款1項町債、補正額140万円の減額補正は、借入れ実績による減額です。

3ページをお願いします。

歳出です。1款1項総務管理費、補正額150万円の減額補正は、負担金、補助及び交付金の決算見込みによる減額です。2款1項下水道事業費、補正額1,270万円の減額補正は、委託料、工事請負費、補償補填及び賠償金及び需用費の決算見込みによる減額です。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正です。1、変更、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域関連公共下水道分限度額1億4,640万円を1億4,500万円に変更いたします。これは、工事量減による減額です。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第27号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第9. 議案第28号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第28号令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） 議案書の1ページをお願いします。

議案第28号令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分についてでございます。

令和2年度の須恵町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、3月議会に補正予算（第1号）を提出し、議決を頂いたところでございますが、その後、予算の補正が必要となったため、

3月31日付専決処分を行っておりますので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ220万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,032万5,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてあります。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

2款1項使用料、補正額60万円の増額補正は、決算見込みによる増額です。

3款1項他会計繰入金、補正額280万円の減額補正は、一般会計繰入金収支調整による減額です。

3ページをお願いします。歳出です。

2款1項農業集落排水事業、補正額220万円の減額補正は、需用費及び委託料の決算見込みによる減額です。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第28号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第10. 議案第29号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第29号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋税務課長。

○税務課長（合屋 真由美） おはようございます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第29号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律ほか令和3年3月31日に公布され、令和3年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例等の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので、議会の承認を求めらるるものでございます。



今回の改正は、地方税法の改正により、各条文に規定される文言の整理、項ずれ等の整理を行っております。

主な改正点について説明いたします。

第1条では、住民税関連で、国外居住親族に対する扶養控除対象の見直し、寄附金税額控除における寄附金の範囲の見直し、扶養親族申告書や退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止、セルフメディケーション税制の5年間の延長、住宅ローン控除の控除期間13年間の特例の延長等に伴い、入居期間が令和4年末まで延長されるものなどでございます。

次に、固定資産税関連では、令和3年度が3年に1度の評価替えの年に当たりますが、宅地等の負担調整措置について現行の調整措置の仕組みを継続し、新型コロナウイルス感染症による社会経済や国民生活への影響を踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、課税標準額が増加する土地について、令和3年度に限り前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられるものでございます。

次に、軽自動車税関連では、環境性能割の臨時的軽減措置の期間を9か月延長、種別割のグリーン化特例の期限を2年間延長するものでございます。

次に、2条関係では、令和2年改正条例の法人の町民税の申告納付について、項ずれに伴う所要の改正でございます。

7ページをお願いいたします。

附則でございます。第1条で施行期日を、この条例は令和3年4月1日から施行するとし、第2号から第4号の規定につきましては、当該各号に定める日から施行するとしております。

次の8ページの第2条から第4条でそれぞれの経過措置を定めております。

以上、報告いたしまして、承認を求めるものでございます。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第29号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第11. 議案第30号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第30号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書は1ページをお願いします。

議案第30号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてでございます。

令和3年度予算につきましては、さきの3月議会に予算案を提出し、議決をいただいたところですが、その後予算の補正が必要となり、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、令和3年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の1ページをお願いします。

令和3年度須恵町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ776万9,000を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ104億1,776万9,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

2ページをお願いします。

まず歳入から説明をいたします。

15款3項委託金400万円の増額補正は、福岡県知事選挙事務委託金です。

19款1項繰越金376万9,000円の増額補正は、前年度繰越金です。

3ページをお願いします。歳出です。

2款4項選挙費776万9,000円の増額補正は、福岡県知事・県議補欠選挙費で、選挙実施事務に係る人件費等の増額補正です。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第30号を予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号を予算審査特別委員会に付託します。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時5分といたします。休憩に入ります。

午前10時55分休憩

午前11時03分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**日程第12. 議案第31号**

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第31号須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第31号須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてでございます。

須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由といたしまして、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、令和2年12月12日から施行されたことに伴い、当該条例を制定する必要性が生じたので、提案するものでございます。

内容といたしましては、須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における候補者の選挙運動による選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成について、公費負担を行うことに関し、必要事項を定めるものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第31号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号を総務建設産業委員会に付託します。

---

**日程第13. 議案第32号**

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第32号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いします。

議案第32号須恵町手数料条例の一部を改正する条例についてです。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、令和3年9月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

改め文で説明いたします。2ページをお願いします。

別表中の1行目、通知カード交付手数料は、デジタル手続法の一部を改正する法律の一部の施行により、通知カードが廃止されたことに伴い、本町における手数料の規定が不要となったため、削除するものです。

同2行目、個人番号カード再交付手数料は、番号法の一部改正により、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカード再交付に係る手数料を定めることになり、本町における手数料の規定が不要になったため、削除するものです。

附則です。この条例は、令和3年9月1日から施行するとしています。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第32号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号を文教厚生委員会に付託します。

---

#### 日程第14. 議案第33号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第33号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉川まちづくり課長。

○まちづくり課長（吉川 聡士） 議案第33号工事請負契約の締結について、下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、須恵第三小学校校舎外壁・防水等改修工事（第3期）、契約方法、指名競争入札、請負金8,650万4,000円、請負者、福岡県糟屋郡須恵町大字植木569番地2株式会社若杉建設代表取締役若杉啓文、契約保証の方法、契約保証金履行保証865万1,000円、条件、

工期は、契約の効力が生じた日から令和3年9月30日までとなります。

以上です。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第33号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第15. 議案第34号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第34号須恵町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第34号須恵町固定資産評価員の選任についてでございます。

須恵町固定資産評価員に下記の者を選任したいので、地方自治法第404条第2項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、佐谷1502番地2、氏名、横山 剛、生年月日、昭和43年6月24日、52歳、任期は令和3年7月の1日からでございます。

提案理由の説明といたしましては、須恵町固定資産評価員合屋浩二氏が令和3年6月30日をもって辞任のため、その後任について提案するものでございます。

経歴については次ページに添付しておりますので、御参照ください。

よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第34号須恵町固定資産評価員の選任については、同意することに決定しました。

---

### 日程第16. 議案第35号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第35号須恵町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第35号須恵町教育委員会教育長の任命についてでございます。

須恵町教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、本議会の同意を求めます。

住所、宇美町宇美1丁目2番22号、安河内文彦、生年月日、昭和28年5月2日、68歳、任期、令和3年7月1日から令和6年6月30日まででございます。

提案理由の説明といたしまして、現教育長安河内文彦氏が令和3年6月30日をもって任期満了のため、その後任として再任を求めます。

よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第35号須恵町教育委員会教育長の任命については、同意することに決定しました。

---

### 日程第17. 議案第36号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第36号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第36号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、一般会計補正予算を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,735万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ104億9,512万7,000円とする。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いします。

まず歳入からです。

14款2項国庫補助金6,989万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、個人番号カード交付事務費補助金、子育て世帯生活支援特別給付金事務費及び事業費国庫補助金、社会資本整備総合交付金を増額補正しています。

15款2項県補助金253万1,000円の増額は、風疹予防接種助成費県補助金、農業農村整備事業費県補助金、ブロック塀等撤去費県補助金、スクールソーシャルワーカー配置事業費県補助金、学校学習指導員等配置事業費県補助金を増額補正。

19款1項繰越金で、前年度繰越金493万7,000円を増額補正しています。

次に3ページ、歳出の主なものです。

2款1項総務管理費590万5,000円の増額は、文書管理事務のパートタイム会計年度任用職員の人件費、ふるさと応援寄附金事業、コミュニティバス運営事業、庁舎内水道水洗化事業。

3項戸籍住民基本台帳費172万6,000円の増額は、個人番号カード交付事務の会計年度任用職員の人件費等の増額補正です。

3款2項児童福祉費4,373万7,000円の増額は、子育て世帯生活支援特別給付金事業。

4款1項保健衛生費22万5,000円の増額は、予防接種事業。

6款1項農業費284万3,000円の増額は、農業集落排水事業特別会計繰出金、農業施設維持管理事業でため池劣化状況調査等業務委託料の増額補正。

8款2項道路橋梁費569万円の増額は、道路維持管理事業で道路用地取得費、交通安全施設維持事業でブロック塀撤去費補助の増額補正です。

5項下水道費308万2,000円の増額は、公共下水道事業特別会計繰出金の減額補正です。

9款1項消防費1,280万円の増額は、新型コロナウイルス対策事業。

10款1項教育総務費701万4,000円の増額は、新型コロナウイルス対応教育環境支援事業。

2項小学校費30万円の増額及び3項中学校費20万円の増額は、寄附により各小中学校の図書購入費を増額補正しています。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第36号を予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号を予算審査特別委員会に付託します。

---

### 日程第18. 議案第37号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第37号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第37号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、令和3年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ120万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億2,220万8,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次のページ、2ページをお願いします。

歳入でございます。

4款1項県補助金120万8,000円の増額補正は、特別調整交付金の追加でございます。

次に歳出です。

3ページをお願いします。

2款6項傷病手当金120万8,000円は、歳入の特別調整県交付金と同額の増額補正で、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の補正でございます。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第37号を文教厚生委員会に付託したいと



と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第19. 議案第38号

○議長（松山 力弥） 日程第19、議案第38号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第38号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

別冊の補正予算書の1ページをお願いします。

令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,201万1,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算の補正、歳入です。

5款1項他会計繰入金、補正額308万2,000円の減額補正は、一般会計繰入金の収支調整による減額です。

7款2項還付消費税補正額309万3,000円の増加補正は、収入見込みにより増額するものです。

3ページをお願いします。

歳出です。

1款1項総務管理費、補正額1万1,000円の増額補正は、消費税の修正申告に伴う補償、補填及び賠償金の増額です。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第38号を総務建設産業委員会に付託したい

と思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号を総務建設産業委員会に付託します。

---

## 日程第20. 議案第39号

○議長（松山 力弥） 日程第20、議案第39号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） 議案書の1ページをお願いします。

議案第39号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

別冊の補正予算書の1ページをお願いします。

令和3年度須恵町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,594万3,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

3款1項他会計繰入金、補正額94万3,000円の増額補正は、一般会計繰入金の収支調整による増額です。

3ページをお願いします。

歳出です。

1款1項総務管理費、補正額94万3,000円の増額補正は、消費税の修正申告による補償、補填及び賠償金及び公課費の増額です。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第39号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第21. 議案第40号

○議長（松山 力弥） 日程第21、議案第40号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） 議案書の1ページをお願いします。

議案第40号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

別冊の補正予算書の1ページをお願いします。

第1条、令和3年度須恵町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算、第4条に定めた基本的支出の予定額を次のとおりを補正するものです。

支出、第1款1項改良費、補正額1,007万円の増額補正です。これは、排水管等施設改良工事請負費及び下水道工事に伴う工事請負費の増額です。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第40号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第22. 議案第41号

○議長（松山 力弥） 日程第22、議案第41号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。安河内社会教育課長。

○社会教育課長（安河内ひとみ） このたびは追加議案を提出させていただきましたこと、誠に申し訳ありませんでした。

議案第41号工事請負契約の締結について、下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、文化会館舞台照明改修工事、契約方法、随意契約指名型プロポーザル方式、請負金、1億1,286万円、請負者、福岡県福岡市中央区薬院3丁目1番24号パナソニックLSエンジニアリング株式会社九州支店支店長戸田庄一、契約保証の方法、契約保証金履行保証1,128万6,000円、条件といたしまして、工期は、契約の効力が生じた日から令和3年12月16日まででございます。

以上でございます。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第41号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第23. 報告第3号

### 日程第24. 報告第4号

○議長（松山 力弥） 日程第23、報告第3号及び日程第24、報告第4号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について、以上、報告2件を一括議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 報告第3号及び第4号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてでございます。

和解及び損害賠償額を決定することについて、町長の専決処分に関する条例第1号及び第4号の規定により専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。報告第3号、議案書の2ページをお願いします。

令和3年2月13日午後4時頃に、須恵町大字旅石917番地6地先、九州自動車道下の一級町道新原・荒尾線ボックスカルバート内の車道部を歩行中、グレーチング蓋の上に左足が乗った際に、当該蓋が腐食しており、左足が側溝内部に膝上部まで落ち、腐食した鋭利になったグレーチング端部で内側膝部及び腓腹部を切創、その他擦傷を負った事故につきまして、和解及び損害賠償の額を定めたものです。

損害賠償の額は5万6,986円で、和解の内容、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。

事故現場は、ボックスカルバート内部へ流れ込んだ道路排水集水部であり、また上部の九州自動車道からの浸透水がボックスカルバート内ジョイント部から漏れており、湿った状態であった

ため、腐食しやすい環境でありました。本来であれば、現場状況に合わせた維持管理及び点検を行う必要がありましたが、それを怠っていたため発生したものです。

この事故に伴います須恵町の過失割合は100%でございますので、治療費及び慰謝料、通院にかかる交通費の計5万6,986円を賠償額といたしました。

相手との協議が整いましたことから、速やかに和解及び損害賠償を行うため、専決処分をしたものでございます。

賠償金につきましては、須恵町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険で全額を賠償しております。

なお、事故の原因となりましたグレーチングにつきましては、スチール製からステンレス製に取替え済みでございます。

次に、報告第4号でございます。議案書の2ページをお願いします。

令和3年3月18日午後3時50分頃に、須恵町大字旅石129番地80付近で、左折しようとしたコミュニティバスが一度で曲がりきることができずに一旦後退した際に、後方確認不十分であったため、コミュニティバスの後方で停車していた普通乗用車に接触し、フロントバンパー、ボンネット、ヘッドライト等を損傷させたものです。

損害賠償の額は53万5,200円で、和解の内容、和解及び損害賠償の相手方につきましては議案書記載のとおりです。

事故の原因としましては、コミュニティバスの運転手の後方確認が不十分であったため発生したものです。

この事故に伴います須恵町の過失割合は100%でございますので、修理代、代車費の計53万5,200円を賠償額といたしました。

相手方との協議が整いましたことから、速やかに和解及び損害賠償を行うため、専決処分をしたものでございます。

賠償金につきましては、須恵町が加入しております東京海上日動火災保険株式会社が引き受けている公用自動車損害保険で全額を賠償しております。

今後におきましては、このような事故がないように道路維持管理の徹底、また注意喚起いたしまして、再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、報告済みとします。

## 日程第25. 報告第5号

○議長（松山 力弥） 日程第25、報告第5号令和2年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書1ページをお願いします。

報告第5号令和2年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり本議会に報告するものです。

次のページをお願いします。

令和2年度補正予算で承認いただいているものでございます。

4款1項保健衛生費新型コロナウイルスワクチン接種事業、翌年度繰越額2億4,000万6,620円、財源として、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金2億1,260万4,000円、一般財源を2,740万2,620円。

6款1項農業費農業施設維持管理事業ため池ハザードマップ作成業務、翌年度繰越額669万円、財源として、農業農村整備事業費県補助金669万円。

総額2億4,669万6,620円を令和3年度に繰り越すものです。

以上、報告でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、報告済みとします。

---

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月7日午前9時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時41分散会

---